

市民ギャラリー利用規約

TRC・野村不動産パートナーズ共同事業体

【方針・目的】

市民ギャラリーは、アキシマエンス会議室等使用団体登録で承認を得た団体の活動発表、情報発信の場として活用する。

【対象】

アキシマエンス会議室等使用団体登録で承認を得た団体であること。

※営利を目的とした活動、宗教活動、特定の政党の利害に関する行為は禁止とする。

※飲食を目的とした催し、集会は禁止とする。

【展示物】

市民の活動成果を発表するもの

【展示場所】

アキシマエンス内国際交流教養文化棟の市民ギャラリースペースA及びB。

(作品等を展示する壁面に向かって、左側2面を“A”、右側3面を“B”とする)

【利用日及び回数】

A及びBをそれぞれ1か月につき1回、7日間(休館日、展示準備・撤収作業を含む)続けて利用することができる。

【利用日及び利用時間】

市民ギャラリーの利用は、下記の通りとする。

利用可能時間

- ・午前8時45分から午後8時(火～金)
- ・午前8時45分から午後6時(市民図書館休館日(注1)、土・日・祝日)

ただし下記日程は除く

- ・12月29日から1月4日までの間
- ・特別整理期間(年1回5日間、休館日は含まない)

(注1) 市民図書館休館日は毎月曜(ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館とする)

【申請のしかた】

利用日の3か月前（当月含む）の月の初日（1日 ただし、初日が休館の場合、翌開館日）から利用日の7日前までに、アキシマエンス市民図書館1F総合窓口2に申請書を提出する。

受付時間は、図書館の開館時間内とする。

受付は先着順とする。

【利用上の注意点】

- ・展示に必要な机、椅子等は使用団体に用意すること。
（A、Bそれぞれ長机1個まで貸し出し可能）
- ・展示は通路の妨げにならないようにすること。
- ・展示期間中に展示スペースへアキシマエンスの職員を配置することはできない。
- ・展示終了後のごみは、持ち帰ること。
- ・その他、他の利用者等の迷惑となる行為をしないこと。
- ・展示品の破損、紛失について、図書館は一切責任を負わない。
- ・利用終了時には原状復帰すること。設備を汚損・破損した場合は弁償となる場合がある。

令和4年7月1日改定
令和4年11月31日改定
令和5年3月1日改定